

令和2年坂祝町議会
第2回臨時会 議案

令和2年8月7日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

- | | |
|-----------|--|
| 承認第 1 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度坂祝町一般会計補正予算 (第 3 号)) |
| 議案第 3 1 号 | 坂祝町事業活性化支援利子基金条例の制定について |
| 議案第 3 2 号 | 令和 2 年度坂祝町一般会計補正予算 (第 4 号) について |
| 議案第 3 3 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 3 4 号 | 財産の取得について |

承認第13号

専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度坂祝町一般会計補正予算(第3号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年8月7日 提出

坂祝町長 柴山佳也

専決処分事項
(専決第13号)

令和2年度坂祝町一般会計補正予算(第3号)

専決処分日

令和2年6月29日

処分理由

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」のための人的・物的体制整備(令和2年度第2次国補正予算関係)に関するスクールサポートスタッフ配置事業の実施及び夏季小学校スクールバス事業の実施にあたり、議会を招集するいとまがないため、専決処分するものです。

議案第 3 1 号

坂祝町事業活性化支援利子基金条例の制定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、坂祝町事業活性化支援利子基金条例を制定するものとする。

令和 2 年 8 月 7 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の支援策として、「坂祝町事業活性化支援利子補助金交付要綱」による利子補給の延長を行うに当たり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用するため、基金の設立を行うものです。

坂祝町事業活性化支援利子基金条例（案）

（設置）

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を受けた者に対する利子補給を目的とし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として坂祝町事業活性化支援利子基金(以下「基金」という。)を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、50万円とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 この条例が効力を失う際に基金に属していた現金に関しては、一般会計へ計上し、国の方針による返還等の手続を行うものとする。

議案第32号

令和2年度坂祝町一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度坂祝町一般会計補正予算（第4号）を提出するものとする。

令和2年8月7日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第33号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂祝町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月7日 提出

坂祝町長 柴山佳也

記

1. 契約の目的 道新第2-1号
寺東線道路改良工事
2. 契約金額 88,000,000円
3. 工期 契約の日から令和4年1月31日まで
4. 契約の相手方 株式会社栗山組
加茂郡坂祝町酒倉2008
5. 契約の方法 一般競争入札（事後審査型条件付き）

議案第34号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂祝町条例第3号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月7日 提出

坂祝町長 柴山佳也

記

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1. 取得の目的 | 坂祝町GIGAスクール構想タブレット端末整備 |
| 2. 取得価格 | 37,180,000円 |
| 3. 取得の相手方 | 中部事務機(株) 東濃支店
岐阜県可児市羽崎495-1 |